

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪を行ってからも、9年の歳月が流れた。

この間、政府においては、拉致問題対策本部が設置されて一体的な取り組みが進められ、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したものの、いまだ政府認定の拉致被害者や拉致の可能性のあるすべての方々の消息がつかめていない。

特にこの2年間は、解決に向けた具体策が示されず、拉致問題の進展が見られない状況であり、再会を待ち続ける拉致被害者並びに家族の方々の心情たるや筆舌に尽くしがたいものがある。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の問題であることは揺るがない。

拉致被害者並びに御家族は、高齢の方も多くなっており、拉致問題の解決のためには一刻の猶予もないことを認識すべきである。

よって、国におかれては、すべての拉致被害者の早期帰国の実現のため、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層世界に広く訴え、強固な国際連携のもとに、北朝鮮政府に拉致被害者の再調査を強く求めるなど、拉致問題の解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

高知県議会議員 武 石 利 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

} 様